

幼児療育センターにおける緊急時の指導中止について

幼児療育センターで、以下の状況に該当する場合は、次のように対応してください。

指導中止

- (1) 本巢市で震度5以上の地震が発生した時



自宅待機

- (1) 本巢市に特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）が発令された時
(2) 本巢市に警報（暴風、暴風雪）が発令された時
(3) 瑞穂市、本巢市、北方町すべてに警報（大雨、洪水、大雪）が発令された時

※ 指導開始時間の1時間前に解除された場合は、指導があります。

指導実施

- (1) 本巢市に警報（大雨、洪水、大雪、）が発令された時

※ 幼児療育センターは開所していますので、指導を行います。

※ ご自宅周辺の状況、危険などから保護者の方の判断で利用を中止することも可能です。その際は、電話での連絡をお願いします。欠席加算はかかりません。

※ 地域の気象状況、交通の状況などから、通所時に危険が伴うと施設長が判断した場合は、自宅待機とさせていただきます。その場合は、指導の予定者に連絡をさせていただきます。

その他、指導中に警報が出た場合など、必要に応じて指導時間を短くするなどの対応をさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

※ご不明な場合は療育センターまでお問い合わせをお願いします。
もとす広域連合 療育医療施設 幼児療育センター

☎ 058-323-0584